



CCSBT-CC/1510/11

Proposed Revisions to CCSBT MCS Measures CCSBT MCS 措置の改正案

1. Introduction and Background

序論及び背景

Item 8.2.3 of the current Compliance Plan's 3-year Action Plan is to:

現行の遵守計画における3年間の行動計画の項目 8.2.3 は以下を規定している。

“Review all CCSBT Compliance Resolutions, decisions and recommendations and identify any that have become obsolete/outdated take appropriate actions to amend any issues identified, e.g. the Compliance Action Plan Resolution and some reporting obligations”.

「全ての CCSBT の遵守に関する決議、決定及び勧告をレビューし、陳腐化した／失効しているものを特定する。特定された全ての問題を是正する適切な行動（例えば遵守行動計画決議及びいくつかの報告義務）をとる。」

A corresponding task was included in the Compliance Committee's (CC's) workplan for 2015.

これに対応する作業は、2015年の遵守委員会（CC）の作業計画に組み込まれている。

2. Measures Reviewed During 2015

2015年にレビューされた措置

This year the Secretariat has focused its review efforts on the CDS Resolution (paper CCSBT-CC/1510/09), relevant Minimum Performance Requirements (paper CCSBT-CC/1510/12), and on developing a comprehensive Compendium of CCSBT measures. Therefore, there has been limited time available during 2015 in which to consider all other MCS Resolutions, decisions and recommendations.

本年において、事務局は、CDS 決議（文書 CCSBT-CC/1510/09）、関連する最低履行要件（文書 CCSBT-CC/1510/12）に関するレビュー及び CCSBT 措置の包括的総覧の作成に努力を傾注した。このため、2015年は、その他全ての MCS 決議、決定及び勧告を検討するための時間に制約があった。

However, the Secretariat has reviewed one additional measure - CCSBT's Authorised Vessel Resolution. Proposed draft revisions to this Resolution are provided at **Attachment A**.

しかしながら、事務局はもう一つの措置、すなわち CCSBT 許可船舶決議についてレビューを行った。決議の改正案は別紙 A のとおりである。

3. Measures for Future Review

今後の措置のレビュー

During its work throughout the year, the Secretariat also identified at least the following additional measures that should be reviewed in future as time permits:

本年を通じた作業において、事務局は、将来的に時間が許せばレビューを行う必要がある最低限の措置として、以下のものを特定した。

- Resolution on Action Plans to Ensure Compliance with Conservation and Management Measures, 2009 (active);
保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議（2009年、発効中）
- Catches of Southern Bluefin Tuna by Flag Of Convenience Fishing Vessels, 1999 (active), and
便宜置籍漁船によるミナミマグロ漁獲量（1999年、発効中）
- Guidelines for Design and Deployment of Tori Lines, 1999 (active).
トリラインの設計及び設置に関するガイドライン

4. Proposed Revisions to the CCSBT Authorised Vessel Resolution

CCSBT 許可船舶決議に対する改正案

At the Ninth Meeting of the Compliance Committee (CC9), there was general support that the following text proposed by the European Union (EU), should be inserted into the Authorised Vessel Resolution:

第9回遵守委員会会合（CC9）において、以下の文言を許可船舶決議に挿入するという欧州連合（EU）からの提案には一般的な合意があった。

“Effective from January 2016, Members and CNMs shall ensure that all fishing vessels (except wooden and fibreglass vessels) flying their flag that are authorised to catch SBT, and that are at least 100GT/GRT in size, have IMO numbers issued to them.”

「2016年1月より、メンバー及びCNMは、SBTを漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての船舶（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）であって、かつその大きさが総トン数／総登録トン数で100トン以上の船舶に対して、IMOナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。」

However, Members requested more time to consult on this.

しかしながら、メンバーは本件について検討するための時間が必要であるとした。

The Secretariat has included the EU’s proposed text in the draft revised Authorised Vessel Resolution at paragraph 3 of **Attachment A** with one modification – the effective start date has been updated from January 2016 to 1 January 2017.

事務局は、別紙Aのパラグラフ3のとおり、一つの修正（発効する日付を2016年1月から2017年1月1日にアップデートした）とともに、許可船舶決議改正案にEUの文言案を加えた。

In addition, the Secretariat has drafted some alternative text for paragraph 3, and requests that Members consider both the EU’s proposal and the Secretariat’s alternative text when reviewing this paragraph:

さらに事務局は、パラグラフ3にいくつかの文言の代替案を作成したので、メンバーに対して、同パラグラフについてレビューする際に、EU案と事務局の代替案の両方を検討するよう要請する。

“Effective from 1 January 2017, Members and CNMs shall ensure that:

「2017年1月1日より、メンバー及びCNMは以下について確保するものとする。

- a) all eligible¹ fishing vessels flying their flag that are authorised to catch SBT and are 100GT/GRT and above in size, have IMO numbers assigned*

¹ Eligibility criteria are defined in [IMO Resolution A.1078\(28\)](#) adopted on 4 December 2013. 適格性の基準は、2013年12月4日に採択された [IMO Resolution A.1078\(28\)](#) において定義されている。

to them, and

SBTを漁獲することが許可された当該国の旗を掲げる漁船であつて、かつその大きさが総トン数／総登録トン数で100トン以上である全ての適格な¹漁船に対して、IMOナンバーの発行を受けさせること、及び

- b) *All other fishing vessels flying their flag that are authorised to catch SBT, that are less than 100GT/GRT in size, and/or are not eligible to be assigned an IMO number (such as wooden vessels), have Unique Vessel Identifiers (UVIs) assigned to them by IHS-Maritime.²*”

SBTを漁獲することが許可された当該国の旗を掲げる漁船であつて、その大きさが総トン数／総登録トン数で100トンより小さく、及び／又はIMOナンバーの発行を受ける適格性を有さない漁船（木造船等）に対して、IHS-Maritime²による固有識別番号（UVI）の発行を受けさせること。

As well as the proposed insertion of new paragraph 3, the Secretariat proposes a series of additional updates to CCSBT’s Authorised Vessel Resolution which are tracked within **Attachment A**, and include the following:

事務局は、新たなパラグラフ3の挿入案だけでなく、CCSBT許可船舶決議に対して以下のとおり一連の追加修正を提案し、別紙Aにおいて見え消し修正としてこれを示した。

- An update to the Resolution title (which is currently confusing);
決議の名称のアップデート（現状の名称はわかりにくくなっている）
- Insertion of pre-ambular text to reference the CCSBT Vessel IUU Resolution adopted in October 2013 and removal of now redundant pre-ambular text;
前文への2013年10月に採択されたCCSBT IUU船舶リスト決議を参照する文言の挿入、及び現在は不要となった前文の文言の削除
- Insertion of new paragraph 3 to reflect the text proposed by the EU (as modified by the Secretariat);
EUから提案された文言（事務局修正を含む）を反映するための新たなパラグラフ3の挿入
- Insertion of new paragraph 8;
新たなパラグラフ8の挿入
- Correction of a paragraph reference error in current paragraph 7 (paragraph 9 in the draft amendment), in addition to other paragraph number updates needed as a result of the proposed revisions;
現在のパラグラフ7（修正案ではパラグラフ9）における参照先のエラーの修正、及び修正案に伴ってアップデートが必要となるパラグラフ番号の修正
- Deletion of current paragraph 10b) as it appears to overlap with the CCSBT IUU Vessel Resolution, and
CCSBT IUU船舶リスト決議と重複していると考えられる現行のパラグラフ10b)の削除
- Other minor editorial changes.
その他の編集上の修正

事務局作成文書

² Or other body as approved by CCSBT. 又はCCSBTによって承認されたその他の機関。

~~“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議”の修正決議~~
(第22+回委員会年次会合(20154年10月156日)において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び24メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船のCCSBTの記録の設定に関する決議(以下“原決議文”と言う)”が、2003年の第10回年次会合で採択されたことに留意し、

CCSBTのこの原決議文では対象とならない非加盟国の24メートル未満の漁船によるみなみまぐろの漁獲が相当量あることにさらに留意し、

IUU漁業活動を阻止するために早急に包括的な対策をとる必要性を考慮し、

拡大委員会が、2013年に「みなみまぐろ(SBT)に関する違法、無報告、無規制漁業活動への関与が推測される船舶のリストの設立に関する決議」を採択したことを考慮し、

輸入国にとって生鮮まぐろ製品の効果的な検査体制の確立の技術的な困難性を認識し、

CCSBT条約第8条3(b)に従い、次のとおり合意する。

~~原決議において24メートル以上に適用していた漁船の長さ制限を撤廃し、原決議文を次のとおり修正する。~~

1. 締約国、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。
 - a. 自国の登録下にあるすべての船舶がみなみまぐろのIUU漁業活動を行わないよう確保する。
 - b. 関連の法律と合致したかたちで、IUU漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる。
 - c. みなみまぐろに関するIUU漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた、自国のIUU措置の実施状況をレビューする。

2. 拡大委員会は、みなみまぐろを漁獲する許可を受けた漁船(以下"漁船"又は"FVs"という)の CCSBT の記録を設立し、保持する。この勧告の目的のために、この記録に記載されない漁船は、漁船の大きさに関わらず、みなみまぐろを漁獲し、船上に保持し、転載し、又は水揚げする許可を有していないものと見なされる。

3. 2017年1月1日より、メンバー及び協力的非加盟国は、SBT を漁獲することを許可された当該国の旗を掲げる全ての漁船（ただし木造船及びファイバーグラス船を除く）であって、かつその大きさが総トン数/総登録トン数で 100 トン以上の漁船に対して、IMO ナンバーの発行を受けさせるよう確保するものとする。

Commented [Sec1]: EUによって提案された文言(事務局が後から加えた日付の修正案を含む)である。

43. 拡大委員会のメンバー_(以下“メンバー”という)_及び協力的非加盟国は、みなみまぐろの漁獲を許可された自国旗を掲げる漁船のリストを、可能な場合には電子的手段により、事務局長に提出しなければならない。このリストには、次の情報を含まなければならない。

- ロイド/IMO ナンバー (該当する場合)
- 船舶の名称、登録番号
- 以前の名称(該当する場合)
- 以前の船籍国(該当する場合)
- 他の登録からの抹消に関する過去の詳細(該当する場合)
- 国際無線信号符字(該当する場合)
- 船舶の形態、船体の長さ、登録総トン数(GRT)
- 所有者及び操業者の氏名、住所
- 操業者の指名、住所
- 使用漁具
- 漁獲ないし転載が認められた許可期間

Commented [Sec2]: 所有者及び操業者の詳細を二つの異なる項目として分けた。

メンバー及び協力的非加盟国は、このパラグラフに基づき、船舶のリストを初めに提出する場合、どの船舶が新規に追加されたか、また、事務局長に提出されたリストに現在掲載されている船舶の代船を意味するかを示さなければならない。当初の CCSBT の記録は、このパラグラフに従い提出されたすべてのリストからなる。

54. メンバー及び協力的非加盟国は、当初の CCSBT 記録の設立の後は、当該記

録への追加、削除、修正については、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。

65. 事務局長は、CCSBT の記録を保持し、メンバー及び協力的非加盟国が留意した機密性の要件と合致したかたちで、CCSBT のウェブサイトへの掲載を含めた電子的手段を通じて、記録の広報を行うためのあらゆる措置を講じなければならない。

76. 記録に記載された船舶の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、次を行わなければならない。

- a) 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存・管理措置に基づく要件と責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船にみなみまぐろを漁獲する許可を与える。
- b) 自国の漁船が関連するすべての CCSBT の保存・管理措置を遵守することを確保するために必要な措置を講ずる。
- c) CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び/又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる。
- d) 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する。
- e) CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁業活動に従事又は関与していないことを、国内法で可能な範囲で確保する。
- f) 規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる。

87. 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、自国の市民、法人及び企業が、旗を掲げていない、又は非協力的非加盟国の旗を掲げた運搬船であって、かつ SBT を漁獲ないし転載するための運搬船を保有又は運用することを許可してはならない。

9. メンバー及び協力的非加盟国は、懲罰的及び制裁的行動を含めパラグラフ 75 に従ってとられた自国内の行動及び措置を検討し、情報開示に関する国内法

Commented [Sec3]: 事務局が新たに追加した要件案である。

Commented [Sec4]: このパラグラフは、誤ってパラグラフ 5 を参照していた。現在採択されているバージョンの許可船舶決議ではパラグラフ 6 を参照すべきであるが、本修正案においては、正しい番号を参照するためパラグラフ 7 としている。

と合致したかたちで、遵守委員会の各会合に対して 2005年の拡大委員会の年次会合に、またその後毎年、検討の結果を報告する。遵守委員会拡大委員会はそのような検討の結果を考慮し、適切な場合には、CCSBTの記録に掲載されている漁船の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に、当該船舶によるCCSBTの保存・管理措置の遵守を向上させるさらなる行動を行うよう要請する。

Commented [Sec5]: CC/EC に対する年次報告書テンプレートにおいて、これに対応する報告要件が追加されている。

108. a) メンバー及び協力的非加盟国は、適用可能な国内法に基づき、CCSBTの記録に掲載されていない漁船によるみなみまぐろの漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止するための措置を講じる。

b) CCSBTの漁獲証明制度に関するCCSBTの保存管理措置の効果を次により確保する。

i) 旗国であるメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBTの記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS文書を確認しなければならない。

ii) メンバー及び協力的非加盟国は、漁船によって漁獲されたみなみまぐろが、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBTの記録に掲載された船舶について確認されたCDS文書を伴うことを求めなければならない。

iii) メンバー及び協力的非加盟国は、CDS文書の偽造又は誤記載が発生しないよう協力しなければならない。

119. メンバー及び協力的非加盟国は、CCSBTの記録に掲載されていない漁船がみなみまぐろの漁獲及び/又は転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、事実関係を事務局長に通知しなければならない。

120. a) ~~パラグラフ 108-~~で言及された船舶がメンバー及び協力的非加盟国の旗を掲げている場合、事務局長は、当該メンバー及び協力的非加盟国に対し当該船舶がみなみまぐろを漁獲することを防ぐために必要な措置を講ずるよう要請する。

~~b) パラグラフ 8 で言及された船舶の旗が判定できない又は非協力的非加盟国である場合、事務局長は、拡大委員会による将来の検討のために、そのような情報をとりまとめる。~~

Commented [Sec6]: 小パラグラフ b) は、現在はCCSBT IUU船舶リスト決議において対応されているものと考えられることから、削除することが可能である。

134. 拡大委員会及び関係するメンバー及び協力的非加盟国は、相互に連絡し、FAO及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるために、適宜同様の性格の記録の設定を含め、実行可能な場合には、適切な措置を策定し実施する上で最善の努力を尽くす。

そのような悪影響とは、IUU 漁船のみなみまぐろ漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

142. 拡大委員会がパラグラフ ~~108~~ に記された措置の実施を決定する前に、拡大委員会及びメンバーは、この決議について通知し協議を行うためすべての関連国と連絡をとり、この決議に適応するための十分な時間を与える。また、拡大委員会及びメンバーは、非締約国がメンバー又は協力的非加盟国となるよう引き続き奨励する。

13. 本決議によって、201~~408~~年 10 月 ~~1614-17~~日の第 ~~2115~~回年次会合において採択された、“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”~~の従前の修整は改正廃止~~される。